仕　様　書

1　契約件名

鉛くずの売買契約

2　売却品目及び数量

鉛くず　１，５２０ｋｇ

※上記数量は、奈良県警察本部が算出した数量である。

3　履行期限

令和９年３月12日（金）

4　引渡期間

奈良県警察本部が売払代金の振込確認後から令和９年２月19日（金）まで

5　引渡場所(保管場所)

奈良市南永井町甲122

奈良県警察学校　射撃場

6　処理方法

必ず溶解処理等によりその形状が判別できない方法で処理することとし、当該処理に要する費用については全て買受人の負担とする。

なお、当該処理が行われるまで警察職員が立ち会うものとする。

7　引渡条件等

買受人は、指定された納付書により、納付期限内に代金を支払うものとする。

なお、物件の引渡しについては、奈良県警察本部が売払代金の振込確認後とするため、買受人は振込領収書の写しを提出すること。

8　引取・処理作業

(1)　買受人は奈良県警察本部の担当職員と十分な打ち合わせの上、作業日程を明らかにしなければならない。

(2)　物品の引取りに要する一切の費用は、買受人の負担とする。

(3)　買受人は引取作業に際し奈良県警察本部職員の立ち会いを受け、その指示に従うものとする。また、必要箇所に養生を施し、建物等に損害を与えることのないよう細心の注意をすること。

(4)　買受人は法令に基づいた処理を行うとともに、引取作業中の事故等に十分注意すること。引取作業により発生した損害については、買受人が賠償の責任を負うものとする。

(5)　買受人は鉛くずの引取完了後、速やかに引取書を奈良県警察本部に提出すること。
(6)　買受人は引取物品を原形がわからないよう処理するとともに、作業完了報告書及び運搬時、処理途中及び処理後の写真を奈良県警察本部に提出すること。
(7)　買受人は、鉛くずの再生処理で発生した産業廃棄物を処分するにあたっては、排出事業者としての責任を負うとともに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令で定める規定に基づき、適正に処分することとする。

9　誓約書の提出

買受人は、契約締結時において、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当していない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書を提出するものとする。

10　その他

(1)　売却物品は、現地現状の引渡しとする。
(2)　契約締結後に売却物品の数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。
(3)　買受人は、この契約に関連して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
(4)　契約の履行にあたって、暴力団員から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び会計課（担当職員）へ報告すること。また、下請業者が暴力団員等から不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請業者に指導すること。届出がない場合は契約を解除する場合がある。
(5)　本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義があるときは、奈良県警察本部の指示又は解釈によるものとする。